

千歳市公営企業経営審議会 附属資料
(用語集)

令和元年10月23日

千歳市水道局

【水道事業会計】

◇ 資料2ページ

| | |
|---------|---|
| 給水人口 | 給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人の数 |
| 年間総配水量 | 配水池等から配水管に送り出された水量 |
| 年間総有収水量 | 年間総配水量のうち、漏水となった水量などを除いた料金収入の対象となる水量 |
| 1日平均配水量 | 年間配水量を年間日数で割り返した一日当たりの配水量 |
| 新設戸数 | メーターの設置基数 例) 4戸建てのアパートを一棟建設 → 4基のメーター設置 = 4戸 |

◇ 資料3ページ

| | |
|-----------|--|
| 損益計算書 | 一営業期間における経営成績を表すため、その期間中に発生した収益と費用を一つの表にまとめた報告書 |
| 給水収益 | 水道使用者から徴収する水道料金収入 |
| 他会計負担金 | 消火栓の維持管理等に要する費用に係る一般会計からの繰入金 ^{※1} |
| その他営業収益 | 主に給水装置工事の設計審査及び検査手数料による収益や下水道使用料徴収経費、庁舎管理費等の下水道事業会計からの負担金 |
| 受取利息及び配当金 | 預金及び一般会計貸付金等の利息収入並びに企業などへの出資に対して分配される収入 |
| 他会計補助金 | 簡易水道の維持管理等に要する費用に係る一般会計からの繰入金 |
| 長期前受金戻入 | 償却資産の取得又は改良のために受け入れた補助金等を、その資産が使用できる期間（耐用年数期間）の各年度に均等に割り当てて収益化するもの |
| 雑収益 | 不用品売却収益、水道施設移設補償金等 |
| 過年度損益修正益 | 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの |
| 原水及び浄水費 | 原水を取水し、蘭越浄水場においてろ過・滅菌する設備等の維持管理費用及び石狩東部広域水道企業団からの受水に要する費用 |
| 配水及び給水費 | 配水池、配水ポンプ、配水管及び給水装置に付属するメーター等の維持管理費用 |
| 給水設備費 | 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去などの依頼を受けて行う工事及びその設計審査・完了検査に係る費用 |
| 簡易水道費 | 支笏湖畔地区の簡易水道に係る浄水費や配水費等の費用 |
| 業務費 | 水道料金等の徴収業務に係る費用 |
| 総係費 | 上記の科目以外の営業活動に係る費用 |
| 減価償却費 | 償却資産（建物、機械等）の価値の減少を、その資産が使用できる期間（耐用年数期間）の各年度に均等に割り当てて計上する費用 |
| 資産減耗費 | 固定資産を廃棄する際に、残存価額（残っている価値）を帳簿から除くために計上する費用 |
| 支払利息 | 企業債、他会計からの借入金、一時借入金等について支払う利息及び企業債発行差額 |
| 雑支出 | 主に水道施設移設費用等 |
| 固定資産売却損 | 固定資産を売却する際に生じる損失（帳簿価額と売却価額との差額） |
| 過年度損益修正損 | 前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの |
| 純利益 | 収益的収支 ^{※2} において、収益が費用を上回る金額 |
| 純損失 | 収益的収支 ^{※2} において、収益が費用を下回る金額 |

※1 繰入金 独立採算が原則である地方公営企業において、性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることができない経費（行政的経費）及び公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（不採算経費）について一般会計が負担する資金

※2 収益的収支 当該年度の経営活動で発生する収入及び支出

◇ 資料4ページ

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 営業用 | スーパー等店舗、事務所、ホテル、空港施設などで使用される水道水 |
| 官庁用 | 市内の自衛隊3部隊、温水プール、給食センターなどで使用される水道水 |
| 公共用 | 公園などで使用される水道水 |
| 臨時用 | 工事現場等の作業施設で使用される水道水 |

◇ 資料5ページ

| | |
|--------------------|--|
| 資本的収入及び支出 | 将来の経営活動のために行う施設の建設や改良等の事業及び現在使用している施設に係る企業債の償還金等の支出とその財源となる収入 |
| 企業債 | 建設改良費等の財源として、地方公営企業が発行する地方債 |
| 工事負担金 | 水道施設設置のため、工事費用の一部をその設備を利用する需要者が負担するもの |
| 他会計出資金 | 企業債の元金償還に要する費用に係る一般会計からの繰入金 |
| 資産購入費 | 備品等の資産の購入及び新築家屋等で使用する水道メーターの新設に係る支出 |
| 企業債償還金 | 既に借入を行った企業債の元金返済の支出 |
| 補填財源 | 資本的収支において収入額が支出額に対して不足することとなった場合の補填に用いられる財源で、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、損益勘定留保資金など |
| 消費税及び地方消費税資本的収支調整額 | 主に資本的支出に係る仮払消費税額と資本的収入に係る仮受消費税額の差額で、企業内部に留保されている資金 |
| 建設改良積立金 | 建設改良工事に充てるため、積み立てた資金 |
| 過年度分損益勘定留保資金 | 過年度の水道料金等の現金を伴う収入のうち、現金の支出を伴わない減価償却費等に見合うもので、これまで使用されず企業内部に留保している資金 |
| 増補改良費 | 上水道給水区域内の水道施設（配水管等）の増設及び改良等に係る支出 |
| 施設建設費 | 上水道給水区域内の水道施設（建物、機械等）の建設に係る支出 |
| 簡易水道施設費 | 支笏湖畔地区の簡易水道施設の建設に係る支出 |
| 事務費 | 水道施設の建設改良事業に係る事務に要する支出 |

【下水道事業会計】

※水道事業会計と重複する用語は省略しています。

◇ 資料8ページ

| | |
|----------|--|
| 水洗化戸数 | 処理区域内における下水道使用料の対象となった件数 |
| 年間総処理水量 | 下水処理場で処理した水量 |
| 年間総有収水量 | 年間総処理水量のうち、使用料収入の対象となった水量 |
| 1日平均処理水量 | 年間総処理水量を年間日数で割り返した一日当たりの処理水量 |
| 浄化槽設置基数 | 農村地区などの下水道管が整備されていない地区に排水処理を行うため個別に設置している合併処理浄化槽 ^{※3} の基数 |

※3 合併処理浄化槽

便所と台所を連結してし尿と雑排水を処理し、公共下水道以外に放流する設備又は施設

◇ 資料9ページ

| | |
|-----------|--|
| 下水道使用料 | 下水道使用者から徴収する下水道使用料 |
| 他会計負担金 | 雨水処理等に要する費用に係る一般会計からの繰入金 |
| 他会計補助金 | 個別排水処理施設（合併処理浄化槽）の維持管理等に要する費用に係る一般会計からの繰入金 |
| 道補助金 | 自然公園などにある閉鎖性湖沼の水質保全など地域の環境を保全するため、これらの地域で市町村が行う公共下水道整備に対し北海道が交付する補助金 |
| 管渠（かんきょ）費 | 市街地地区の下水管等に係る維持管理費用 |
| 支笏湖温泉管渠費 | 支笏湖畔地区の下水管等に係る維持管理費用（平成29年度から管渠費に統合） |
| ポンプ場費 | 下水を処理場へ送るための中継施設に係る維持管理費用 |
| 浄化センター費 | 下水処理場である浄化センターの維持管理費用 |
| スラッジセンター費 | 浄化センターで発生した汚泥の処理を行っているスラッジセンターの維持管理費用 |
| 支笏浄湖苑費 | 支笏湖畔地区の下水処理場である支笏浄湖苑に係る維持管理費用（平成29年度から下水終末処理場をポンプ場へ用途変更したことに伴い廃止） |
| 個別排水処理施設費 | 農村地区などの下水道管が整備されていない地区に設置済みの合併処理浄化槽に係る維持管理費用 |
| 排水設備管理費 | 水洗便所への改造命令や排水設備の監督に要する費用 |

◇ 資料11ページ

| | |
|----------------------|---|
| 国庫補助金 | 建設事業に要する経費等について、国がその全部又は一部を負担するために地方公共団体に交付する補助金 |
| 分担金(受益者分担金) | 千歳市個別排水処理施設の整備に関する条例に基づき設置される個別排水処理施設を連結する家屋の所有者及び千歳市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例に基づく当該処理区域内の下水道整備により利益を受ける者がその事業費の一部を負担するもの |
| 負担金(受益者負担金) | 下水道の整備により利益を受ける者が、都市計画法に基づく千歳市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例により、その事業費の一部を負担するもの |
| 水洗化貸付事業収入 一 貸付金収入 | 水洗便所改造資金貸付事業のために金融機関に預け入れた預託金の返還金収入 |
| 繰越工事資金 | 翌年度へ繰り越される建設改良費の財源に充当する額 |
| 水洗化貸付事業費 一 貸付金 | 千歳市水洗便所改造資金貸付条例に基づく改造資金貸付事業のために金融機関に預け入れる預託金 |
| 減債積立金 | 企業債の元金償還に充てるため積み立てた資金 |
| 当年度分損益勘定留保資金 | 下水道使用料等の現金を伴う収入のうち、現金の支出を伴わない減価償却費等に見合うもので、使用されず企業内部に留保している資金 |
| 公共下水道整備費 | 公共下水道処理区域の下水道管や処理施設等の整備に係る支出 |
| 個別排水処理施設整備費 | 浄化槽整備計画区域の合併処理浄化槽等の設置に係る支出 |